

# 県有地売却のご案内

長野県では、県が所有している未利用となった土地・建物を一般の方に売却しています。

## 売却方法

### 随意契約

～先着受付順で売却します～



写真：物件番号5(教職員伊那寮)

## 申込期間

令和7年6月19日(木)から  
令和8年2月27日(金)まで(必着)

受付時間：土・日曜日・祝祭日及び年末年始期間  
(12月29日～1月3日)を除く8:30～17:15

申請書・印鑑証明書等必要書類を提出してください。

## 県有地売却(購入)のメリット!

- ・抵当権等の設定がありません。 [安心]
- ・測量・境界確認済みです。 [安心]
- ・売主である県への手数料は不要です。 [お得]
- ・所有権移転登記まで県が行ないます。登記手数料がかかりません。 [安心]&[お得]
- ・売買条件としての用途指定は原則ありません。転売、建物の使用/即解体も自由です。

\* 購入に直接必要な費用は、「売買代金」、「収入印紙(売買契約書)」、「所有権移転の登録免許税」のみです。(書類送料等及び不動産取得税・固定資産税等は別途かかります。)

## お問い合わせ先



〒380-8570  
長野市大字南長野字幅下692-2  
TEL: 026-235-7044  
FAX: 026-235-7474  
E-mail: zaikatsu@pref.nagano.lg.jp

長野県ホームページ  
<https://www.pref.nagano.lg.jp/>



長野県PRキャラクター「アルクマ」  
©長野県アルクマ

物件情報は随時更新(追加・変更)していきます。  
なお、追加する場合は、事前告知の上で実施します。



写真：物件番号4(大栄町宿舎)

▼詳しくはこちらから▼



長野県 県有地 売却

検索

[県有地売却のご案内]